

『社会福祉法人春風会』 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春風会の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬を支払わないものとする。

2 公認会計士の資格を持つ会計監事が法人及び施設の会計及び決算報告等で運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を支給する。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(退職慰労金)

第7条 当法人の役員及び評議員がその職を辞した場合は、別表4により退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第8条 当法人の役員及び評議員に対する報酬及び旅費並びに費用等は、都度現金にて支給する。

(費用)

第9条 当法人の役員及び評議員が職務の遂行にあたって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年1月1日より適用する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日より適用する。
- 3 この規程は、平成24年11月1日より適用する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- 5 この規程は、平成30年3月17日より適用する。

平成30年3月17日

社会福祉法人 春風会
介護老人福祉施設 ちくりんの里
理事長 川端 英子

『社会福祉法人春風会』役員及び評議員の報酬等に関する規程に関する別表

別表 1	理事会及び評議員、監事の理事会及び評議員会の出席に関する報酬	8,000 円
別表 2	法人業務を行なう理事長の報酬	月額 100,000 円
	理事が理事会以外で法人及び施設運営のために理事長の命を受けてその業務に当たった場合	無報酬
	評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務に当たった場合	無報酬
	監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合の報酬	一回につき 10,000 円
別表 3	役員及び評議員が法人業務のために出張する場合の報酬	1 日につき 5,000 円
別表 4	役員及び評議員が退任した場合の退職慰労金	<p>理事長</p> <p>就任の時から</p> <p>1 年以上 2 年未満：10 万円</p> <p>2 年以上 3 年未満：20 万円</p> <p>3 年以上 4 年未満：30 万円</p> <p>4 年以上 5 年未満：40 万円</p> <p>5 年以上 6 年未満：50 万円</p> <p>6 年以上 7 年未満：60 万円</p> <p>7 年以上 8 年未満：70 万円</p> <p>8 年以上 9 年未満：80 万円</p> <p>9 年以上 10 年未満：90 万円</p> <p>10 年以上何年でも：100 万円</p>

		<p style="text-align: center;">施設長兼務理事</p> <p style="text-align: center;">就任の時から</p> <p>1年以上2年未満：20万円 2年以上3年未満：40万円 3年以上4年未満：60万円 4年以上5年未満：80万円 5年以上6年未満：100万円 6年以上7年未満：120万円 7年以上8年未満：140万円 8年以上9年未満：160万円 9年以上10年未満：180万円 10年以上何年でも：200万円</p> <p>退職慰労金の支出にあたっては、 評議員会の決議を要する。</p>
--	--	--